

## 日野市農業委員会 第24回定例総会議事録

- 1 日時 令和5年3月8日(水) 14時
- 2 会場 日野市役所 1階 101会議室
- 3 出席委員  
議席番号1 岩沢 宏  
議席番号2 金子 峰男  
議席番号3 土方 三男  
議席番号4 馬場 裕真  
議席番号5 旗野 利之  
議席番号6 中村 高志  
議席番号7 土方 和寿  
議席番号8 佐藤 光男  
議席番号9 山本 徹  
議席番号10 福島 幹男  
議席番号11 石坂 昌子  
議席番号12 石坂 文雄  
議席番号13 伊藤 幸夫  
議席番号14 馬場 繁夫  
議席番号15 清水 良夫

### 4 欠席委員

### 5 署名委員

- 議席番号3 土方 三男  
議席番号4 馬場 裕真

### 6 議事

#### ○議長

これより、第24回日野市農業委員会定例総会を開催します。

出席委員は、15名であります。農業委員会等の関する法律第27条の規定により、有効に成立していることを報告し、直ちに議会を開きます。本議会の議事録署名委員は、土方 三男委員と馬場 裕真委員です。では、議案に移ります。議案第36号「特定農地貸付け申請の承諾の件」事務局お願いいたします。

#### ○事務局長

はい。事務局でございます。「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条1項の規定による下記申請に関し、承認を求めるものでございます。別紙のとおりでございます。大変申し訳ございません。こちらですが、これから議案の44号までが市民農園の特定農地貸付け法に伴う案件ということになっております。市民農園にお借りしている農地につきましては、市役所の財産管理課の方で一括して使用貸借の契約をさせていただいておりますけれども、あわせて特定農地貸付け法の承認を農業委員会の方ににもいただくということでございます。大変申し訳ございません。こちらはですね今までが、この特定農地貸付け法の規定の手続きの部分を気付かずに使用貸借の契約の

みで貸していただいているんですけども、手続き上しっかりしたものにしていこうということで、あらためて議案としてみなさまにご承認いただく、そういった対応をさせていただきますのものでございます。以上でございます。

○議長

議案第36号から44号までの市民農園の9件、9か所、ということで、一番後ろに一覧表が付いてると思うんですけど、それに関して何かご質問等ありますか。

○議席番号5 籾野 利之

ちょっといいですか。これ期間というのは、特別設けてないのですか。

○事務局長

地主さんですね、契約期間は一年とさせていただいておりますので、特定農地貸付法の契約期間につきましても一年ということで同時並行で進めていくという形をとらせていただきます。

○議席番号5 籾野 利之

そうすると今後は、承認が毎年出でくるということで。

○事務局長

はい。そういうことです。よろしくお願いいたします。

○議席番号5 籾野 利之

私も初めてみるので。わかりました。

○議長

南平市民農園というのが、事前に手続きしてるということで、10件ということで。

○議席番号5 籾野 利之

了解しました。

○事務局長

市民農園としましては、会長からご指摘いただきましたとおり、10か所運営をさせていただいております。内ですね、今お話がありました南平の市民農園につきましては、令和3年度からですね生産緑地をお借りしておりますので、その時にみなさの方に円滑化の議案ということで承認をいただいておりますので、今回の手続きからは外れております。以上でございます。

議席番号10 福島 幹男

2番の新坂下市民農園、一部と書いてあるんですけど、627㎡なんですか。全体でどれくらいなんですか。随分少ないなど。

○議長

79区画ちゅうのは合ってる。

○事務局長

新坂下市民農園につきましては、隣接している土地がですね日野市の所有になってございますので、そこと今回お示しした600いくつというのが一体となつての市民農園（それが一部ちゅう意味と言う者あり）そうです。そうです。そういった形でご理解（ちなみに全体ではと言う者あり）今、面積調べておりますので、ちょっとお時間いただきます。申し訳ございません。（同時に二人はダメと言う者あり）

○議長

じゃあ佐藤委員

○議席番号8 佐藤 光男

一年ということの手続きになるんですけど市民に対しては、二年になってますよね。そのへんは大丈夫なんですか。

○議長

土地の契約上は一年で、市民は二年契約で借りるちゅう。はい、吾郷課長。

○事務局長

佐藤委員ご指摘のとおりですね、市民農園の市民が利用できる期間は2年間。土地所有者との契約は一年間なんですけど、やはりあの土地、畑の性格上、特定農地貸付法によって契約をさせていただいておりますとおり、宅地並みの農地ということになってございますので、毎年毎年、所有者も高齢化も進んでおります。その関係で毎年暮れになりますとお借りできるかどうか意向確認ということもまめにすることも必要になりますので、そういったところで契約自体は一年毎ということで地主さんの方にもご了解いただいた上でお借りさせていただくということになります。万が一年末に確認した時に、いやもう来年は勘弁してくれということであればですねちょうど年度の区切りを目途に指定管理の方も含めて周知をかけてという形で、若干のタイムラグもそこで解消もできますので、そういった狙いも多少ございます。そんな形で運営させていただいております。

○議長

土地所有者とは、毎年暮れに確認（はいと言う者あり）

○議席番号2 金子 峰男

一番借りてるのが、市民が最終的に二年間契約で借りるわけなんで、その契約の中で、そのようなことがあると一年になってしまうんで、何か条項、ひと文入れておいていた方がトラブルにならないんじゃないか。二年というのに何で一年だという形になると思うんで。

○議長

そりゃ入ってんですか。

（契約書見たことないんでと言うものあり）

○議席番号8 佐藤 光男

所有者の問題というよりも、それを市民に利用者はどう伝えてるのかといったことが

○議長

それを所有者都合っていう文言で市民がわかってるか。

○議席番号2 金子 峰男

よくそのへんを説明してトラブルの起きないように貸出しをしてください。

○議長

二年二年だったら問題ないんだよね。

○事務局長

今、金子職代からもお話しいただきましたとおりですね指定管理の方も全て、また課題として整理をさせていただきたいと思います。よろしくお願ひします。

○議長

来年の更新の時にはうまく。

○事務局長

福島委員からご質問いただきました、面積の関係でございます。新坂下市民農園につきましては、全体で1,932㎡その内の今回、特定農地でお願いするのが670いくつか647ということでございます。

○議長

三分の二が市で三分の一が〇〇さん

○事務局長

そのとおりです。

○議長

よろしいですか福島委員。

○議席番号10 福島 幹男

はい。

○議長

あとこれ使用率は、ほぼ100%で抽選になってるという状況ですか。

○事務局長

そうですね。はい。全区画埋まっている。今回ですね募集かけまして一部の農園では、3区画程度ちょっと空きが出ている状況ですので、抽選から漏れた方ですとかそういった方に斡旋をしているところでございます。

○議長

まあ98%ぐらい。はい。ありがとうございます。

他に何かございますか。

○議席番号5 簗野 利之

いいですか、ひとつ。日野市としてこれを市民の方に貸して、金銭面のあたりが、この場所だと運営が大変だという話も聞くんですけど、そこらへんがどうなっているのかを次回教えていただけると農業委員として、けっこう広い面積ですよ。全部合計すると。だから市民農園の運営がどんな風にいつてるのか、ちょっと知りたい。今回じゃなくていいですけど。経営的に。

○事務局長

経営的にはですね。真っ赤です。まず、土地をお借りしている部分、宅地並みの農地ですので、税金も多少ありますけど、そのへんを市民農園としてお借りすることによって減免という形をとらせていただきます。まずここで、入ってくるべきものが入ってこない、それとですね市民農園を運営する中で指定管理者として今、企業公社の方に委託して管理をお願いしている状況でございます。そちらの方への委託の経費というのが、丸々乗っかってきますので、ひと区画単純計算ですけれど一万数千円いただかないと合わない状況ではございます。それが現在ですね年間六千円という格安の値段でやらせていただいております。それから近隣他市の状況を見ますと安いところでも年間九千円ですが、これがですね10㎡なんです。日野市がやっている面積の半分、それで九千円程度、利用料をとってますんで、今後、日野市の市民農園が20㎡ことを考えますと単純に倍すると一万八千円。こういった状況になっているところです。今後、生産緑地の貸し借りができることになったというところもひとつのポイントです。例えばどっかの市民農園で相続が出ちゃったからもう来年勘弁してくれよってというような地主さんからの意向があった場合については、近隣の市民農園をお借りするっていう方向へシフトしていくと経費も段々圧縮できるんですけど、これも税金面だけになりますんで、ゆくゆくは民間活力の導入といったところで農家さん自身が運営していただく市民農園ですとか、やはり都市農業振興課としては体験農園このへんをですねもっともっと増やしていければという風には考えております。以上でございます。

○議長

上げる方向でもいるの。

○事務局長

検討しています。

○議席番号2 金子 峰男

指定管理者ですよ。指定管理者競争でやったのか。その中で企画の中で色んな関係で儲かってない、利益を得ながら指定管理できますけれど指定管理者やられるところ、プラスになるような要因は出てるんですか。

○事務局長

現状ですね。企業公社の方に指定管理をお願いしているところでございます。令和6年の3月、企業公社が解散ということになりますので、次の委託先としましては、民間の管理をお願いできるところ一社探しましたけれど、これがまた凄い金額で、とてもじゃないけどお話しできないっていう状況ではございました。次の中で有力候補と考えたのがシルバー人材センター。こちら今、会員さんがかなりパワフルな方が増えてきて仕事を探してるってゆうような状況もあるそうです。農業分野のところでもうまく相思相

愛になるかなとは思っていますけれど、まず手始めに市民農園の管理をお願いするという方向でなんとなくいきそうな感じ。従前ですね企業公社の方に指定管理をおこなっている中で一部シルバーの方からですね草刈りの人材を派遣したりなんていうやりとりもあったみたいなので、全然、市民農園の管理について知識がないわけではないと、そんな状況もありますので、こちらの方へと方向性としては考えているところです。

○議席番号2 金子 峰男

是非、良い指定管理者にしてください。

○議長

何か他に市民農園の議案についてありますか。よろしいですか。ご意見等がなければ、審議を終結します。お諮りのとおり議案（すいませんと言うものあり）

○事務局

市民農園の貸し借りの二年毎、利用者の方が二年の利用期間ということと土地の貸借一年毎というところのご質問があった件について、ご説明いたします。利用の際にですね市民農園利用案内というのをお渡ししています。その中にですね地主さんの都合で農園の利用期間が短縮或いは閉園することがありますとご案内申し上げておりますので、そこは予めご理解の上、利用を始めていただくということを行っているということになります。

○議長

それに関しては問題無いちゅう解釈で最悪一年になるよってことですね。じゃあそうゆうことで。

○議席番号2 金子 峰男

丁寧に説明してやってください。

○議長

では、議案第36号から44号まで原案どおり可決することにご異議ございませんか。ご異議ございませんか。（異議なしと言う者多数） ご異議ないものと認め、議案32号から44号までについては、原案どおり可決しました。

○議長

続きまして議案第45号について「令和5年度の日野市農業委員会活動指針（案）の審議の件」事務局よりご報告願います。

○事務局

事務局でございます。議案書めくっていただくと次からですね令和5年度日野市農業委員会活動指針（案）といったものがあります。こちらがですね何かといいますと、今まで農業委員会等の法律の中で農地の利用の最適化指針について策定を義務付けられてはいませんでした。ここで改正がありまして義務付けられることになりました。東京都の方からは、3月末までにこの指針を各農業委員会が定めることと指示が出ていますので、今回、ご提示しまして決定をしていきたいと思っております。最適化指針が何かと言いますと農地の利用についての最適化というのは農地をですね遊休農地ですとか放置され

ている農地などを地権者の方と会合をもって農地の集積を行って広い面積で効率的な農業をするようにというのが最適化ということになります。それについての方針を定めなさいというのが、今回の国及び東京都からの指示でございます。ただしですねここが事務局が東京都と農水省と話をしていますけれど最適化の事業というのが、市街化調整区域の中での事業ですので、日野市は市街化調整区域は、程久保の六丁目を中心に、あまり平らではない所、山間部に面しているところですので農地を集積して広大な農地を作って農業所得を上げるというような作りになっておりませんので、最適化の事業を行うのにふさわしくないだろうというふうに事務局としては思っております、今、東京都と国と調整を行っているところです。この事業を行わなければ、この最適化指針も策定しなくともいいのではないかとという考えもあったのですが、四月一日施行の改正農業委員会法の中で義務付けられていますので、まずは作ることが大前提だという指示がありましたので、事務局の方で策定をさせていただきました。最初の方からご説明すると日野市の状況ですとかそういったものをまずご説明をしているとともに一枚めくっていただいて、2ページが一番下に遊休農地の解消目標というのがございます。こちらについては、日野市のみならず東京都内では、所謂、遊休農地は存在していないと位置づけられています。そうしますとこの表の中の目標というのは数字が入るところは、現状の管内の農地面積だけと記しております。それ以外の活動方針については、お読み取りいただければと思っております。お読み取りいただき、議決をいただきましたら東京都の方へ報告をしたいと思っております。事務局からは以上です。

#### ○議長

ありがとうございました。説明が終わりました。ご意見等があれば承ります。

#### ○議席番号 15 清水 良夫

1ページの1基本方針というところの下から6、7行目の「ただし、未来に向けては農業者の著しい高齢化が加速されることが想定されることから」と書いてありますが、この未来というのは、言葉がちょっと違うかなと。未来じゃなくて将来だと思います。なぜかと言いますと、将来っていうのは近い、期間的に近いところでやってくる。未来っていうのは、それに比べて、ずっと先という意味がありますので、高齢化が進んでいるのは、現在からですから未来ではなくてここは将来、それにした方が良くと思います。それから、もう一点です。2ページ目の2の活動計画等というところで④借り手農業者と貸し手農業者云々とありますが、前のページの下から5行目ぐらいのところに経営規模の拡大を望む農業者及び新規就農者とのマッチング云々という文面がありますので、2ページのその④借り手農業者や新規就農者っていうふうに新規就農者って言葉は基本方針を受けていますので入れるのが妥当かと思えます。以上です。

#### ○議長

今、清水委員から指摘があった最初のは、未来に向けてを近い将来とか将来って言葉ですよね。(はいという者あり)借り手農業者だけではなく新規就農者っていうことで、そのへんは事務局的には、フォーマットがあった。

#### ○事務局

大枠はありましたけれど私の方で、特に基本方針については、十分に作り込みをしたところです。今、ご指摘があった未来に向けてというのは、ご指摘のとおりニュアンス的には将来の方がよろしいのかと事務局は思っております。2の(1)④については、借

り手の中に新規就農者が入っているということで、ここは意識して「借り手」というふうに作り込みをしているところです。以上です。

○議長

借り手っていうのも全体、大枠でみるか、それとも今、流行りの新規就農者をワンフレイズ入れるかっていうところだそう。みなさんどうですか。ご意見。じゃあ私の方で結論を出しちゃっていいですか。(結構ですと言う者あり) じゃあ、1ページ目の未来に向けては、清水委員ご指摘のとおり将来ちゅうことで事務局もご理解いただいたと思います。それで二番目の活動計画等の④借り手農業者ちゅうことで、事務局が言ったように総枠で、清水委員ご理解願いたいと思います。他に何かございますか。よろしいですか。では、ご意見等がなければ審議に終了します。お諮りします。議案第45号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。(異議なしと言う者あり) ご異議無いものと認め、議案第45号は議案どおりに可決しました。一部文章の訂正ちゅうことで。続きまして、報告事項について事務局より説明をお願いします。

○事務局長

はい。事務局でございます。お手元の資料、報告事項でございます。農地の賃貸借の解約通知書報告の件。一枚目二枚目ともに所有者の方は、同一人物でございます。農地法第18条第6項の規定による下記通知に関し、報告いたします。合意解約が整いましたので、18条第6項に基づき報告をしていただいたものでございます。以上でございます。

○議長

これは、現地は。何かあれば。

○議席番号4 馬場 裕真

二か所とも問題ありません。以上です。

○議長

続きまして、専決事項について報告します。(会長すいませんと言う者あり) お願いします。

○事務局

追加で報告事項がございます。事務局の方からご説明いたします。本日、机上配布しました、報告事項「非農地判断願いに係る届出書」についてご説明いたします。場所については記載のとおりです。こちらの非農地判断というのが、取り扱うのが日野市農業委員会では初めてです。以前は、非農地証明というのを発行したという記録はあるんですけど。これは何かと言いますと以前は、非農地証明という事業については、東京都も含めて現地調査などをして農地ではないと認めることができます。そうしますと農地法上の届出が必要なくなりますので、非農地証明をもって地目の変更ができることとなります。令和3年に取扱いが変更になりまして、各農業委員会が非農地としての判断をしてよろしいと変更になりましたので、今回、この取り扱いになったものです。場所がですね、程久保六丁目ですので調整区域に入っております。調整区域に入っておりますと非農地にすることによって、例えば地目を宅地に変えられてしまったり、雑種地にされて造成されて駐車場されたりとか建造物が建ったり、調整区域としては、よろしくない事

業が展開されるおそれもありますので、地権者と間に入っている行政書士と十分にヒアリングを行い、内容を聞いたところ環境保全団体、兵庫県にある環境保全団体が所有権を得る予定だと聞いております。現況は、竹林です。地目で言えば山林なんですが、竹林になっています。地権者の方によると筍が採れるということで、年に一度程度は農協に出荷しているのですが、ご高齢ということもあって管理がなかなか難しいということもあって手放すことを考えている。非農地判断願出が出たということになっております。この件については、都市計画課の方へも情報展開しておりまして、経過を注視するように注意を促しているところです。以上です。地区の農業委員さんに現況を調査する時に立会いをいただいております。土方委員に立会いをお願いしておりますので、現況についてご説明いただければと思います。よろしく申し上げます。

○議席番号4 土方 三男

程久保六丁目ということで、以前、生産緑地の追加申請があった方です。その家の裏山になります。場所的には、その裏山が多摩動物園につながっている状態です。先ほど筍が採ってる竹林との話がありましたけれど、筍が採れるのは、自宅の裏の一部であとはほとんど竹が密に生えていることと山の斜面ですので、地目は畑になっていますけど農地としてはみられないと判断いたしました。以上です。

○議長

説明が終わりました。ご意見等があれば承ります。

○議席番号5 箕野 利之

中大から出てくる道の反対側、北側というあたりという。

○議席番号4 土方 三男

昔の多摩テックに近い。

○議席番号5 箕野 利之

そのあたりは、調整区域という形で残ってるんですか。

○議席番号4 土方 三男

まだ、道路の南側はもう、じゃない北側の幼稚園の方、一部残っているらしい。程久保全部調整区域無くなったのかなと思ったら。

○議席番号2 金子 峰男

調整区域は、程久保川の南側、光塩幼稚園とか多摩テックとか明星大学の一部とあと都道から旧程久保の家が張りついていますけど、あれから裏、多摩動物園側の多摩動物園全体が調整区域ですから、それに合わせてかけられている。あとは河川敷、多摩川、浅川が調整区域。それが日野市の大体のエリアだと思います。

○議長

さっき名古屋さんから説明があったとおり、レアなケースで私もハンコを押したんですけど説明を聞いて画像を見せてもらったんですけど、本当に土方委員が説明があったとおりです。よろしいですか。

○議長

続きまして、専決事項について報告します。農地法第4条ならびに第5条専決第139号から146号までの土地の所有地、地目、土地の地積等につきましては、資料に記載のとおりです。土地担当委員から報告すべき事項があればお願いします。よろしいですか。専決事項。

○議長

上程された議案、専決事項及び報告事項が終了しました。

以上の顛末を記載し、その相違ないことを証明するため、ここに署名する。

日野市農業委員会会長 岩沢 宏 

署名委員 土方 三男 

署名委員 馬場 裕真 